

「第3次兵庫県男女共同参画計画（仮称）」について

1 計画策定の趣旨

◇「男女共同参画社会」とは
 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会
 ＊「男女共同参画社会基本法」第2条第1号、「男女共同参画社会づくり条例」第1条第1号

◇これまでの経緯
 「男女共同参画社会基本法」施行(H11)
 「ひょうご男女共同参画プラン21」策定(H13、計画期間:H13～22年度)
 「男女共同参画社会づくり条例」制定(H14)
 「新ひょうご男女共同参画プラン21」策定(H23、計画期間:H23～27年度)

◇新たな計画の策定
 現行計画は27年度末で終了するが、
 ・男女共同参画社会の実現に向け克服すべき課題が依然残る
 ・社会情勢や県民意識の変化から新たに取り組むべき課題も生じている
 → **計画を見直し、28年度以降もさらなる取組みを展開していくことが必要**

2 男女共同参画における課題等

計画策定にあたっては、現行計画の成果や課題を分析するほか、県民意識の状況や社会情勢の変化、国の動向等を勘案する必要がある。

【現行計画の数値目標の達成状況】

現行計画で定める39の数値目標のうち、達成又は概ね達成しているものは7割以上の28項目となっており、一定の進捗が窺える一方、最終的に目標達成が困難な項目もあり、引き続き向上に取り組む必要がある(「参考資料」参照)。

<現行計画の「5本の柱」ごとの目標達成状況と未達項目>

◎:達成率100%以上(達成) ○:達成率85%以上(概ね達成)
 △:達成率70%以上(やや下回る) ▲:達成率70%未満(下回る)

区分(カッコ内は目標数)	達成状況	未達項目
I 互いに支え合う家庭と地域づくり(10)	◎:4 ○:2 △:2 ▲:2	▲地域男女共同参画推進員設置(58.0%) ▲ファミリーサポートセンター実施市町数(68.3%) △高齢者大学等修了者数(71.5%) △はばたん消費者ネット会員数(82.5%)
II 女性たちのチャレンジ支援(7)	◎:2 ○:3 △:2 ▲:-	△再就業支援セミナー等年間参加者数(76.5%) △市町女性チャレンジひろば開設数(79.3%)
III 仕事と家庭の両立支援(9)	◎:6 ○:1 △:- ▲:2	▲育児・介護等離職者雇用年間助成件数(4.0%) ▲女性がいない農業委員会数(63.4%)
IV 健やかに安心して暮らせる環境の整備(6)	◎:3 ○:- △:3 ▲:-	△乳がん検診の受診率(76.0%) △市町DV対策計画の策定数(78.0%) △子宮がん検診の受診率(78.6%)
V 次世代への継承等(6)	◎:5 ○:1 △:- ▲:-	
計画の推進(1)	◎:- ○:1 △:- ▲:-	

【主な指標に基づく男女共同参画の現状と課題】

① 指導的地位に占める女性割合が低い
 あらゆる分野で着実に上昇しているものの、県審議会等委員を除くと30%に達しておらず、**全体として依然低い水準**

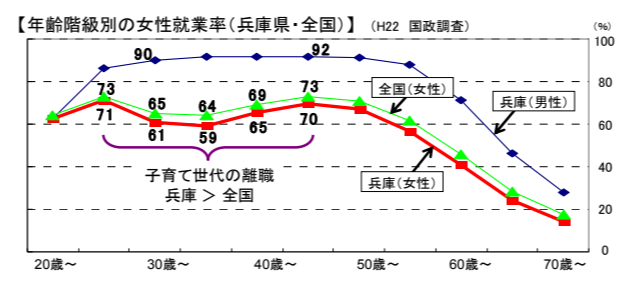
<各分野における女性割合(H26)>

・県会議員:13.6%	・市町議会議員:13.7%
・医師:19.0%(H24)	・弁護士:20.4%
・農協役員:4.4%(H24)	・企業等の管理職:15.3%(H24)
・県の管理職:6.5%	・市町の管理職:14.7%

② 「仕事と生活のバランス(WLB:ワーク・ライフ・バランス)」の実現が困難
 ◇「WLBが推進されている」と認識する事業所→4社に1社程度
 ◇勤労者の8割が「WLB」を希望するが、うち6割程度しか実現せず
 (H23 県勤労福祉協会「事業所・勤労者調査」)

③ 女性の就業率が低い
 女性就業率は全国平均を下回っており、25歳～39歳の結婚・出産・育児にあたる年代の就業率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」の問題も全国と比較して顕著

〔15歳以上の女性就業率:44.2%【全国平均47.1%】(H22 国勢調査)
 未就学児のいる25～44歳の女性有業率:43.2%【全国平均52.4%】(H24 就業構造基本調査)〕



④ 男性の育児休業取得率が低い
 男性の育児休業取得率(全国)は年々上昇しており、H26で2.30%とH16の0.56%から4倍になっているが、女性(H26:86.6%)と比較すると依然大きな差がある。
 (厚生労働省「雇用均等基本調査」)

【県民の意識(県民モニター調査(H26.9)から)】

- ① 女性が活躍できる仕事・職場環境
 ◇育児・介護との両立に職場の支援制度が整っていること(74.1%)
 ◇上司・同僚が、女性が働くことに理解があること(66.3%)
- ② 家庭での夫婦の役割分担
 ◇「生活費の確保」は「主に夫の役割」、「家事」「家計管理」は「主に妻の役割」との意見がそれぞれ半数を超える
- ③ 子育て中の人々が家事・育児に費やす時間
 ◇男性の約半数が「1日1時間以上、家事・育児に時間を費やす」ものの、女性と比較すると圧倒的に少ない
- ④ 社会全体でみた男女の地位
 ◇「慣習・しきたり等」「職場」「政治」は、男女とも8割程度が「男性優位」と回答

【主な社会情勢等の変化(男女共同参画の視点から)】

- ① 人口減少社会の本格化
 社会の活力を維持し、新たな時代を切り拓くためには、**男女が共に持てる能力を存分に発揮し活躍できる環境づくりが必要**
- ② 地域創生に基づく新たな地域づくり
 政府の地方創生の取組みに対応するため、本県でも基盤となる**男女共同参画の地域づくりの推進、女性に対する総合的支援が必要**
- ③ 東日本大震災等、災害の多発
 災害時に脆弱な立場となりかねない女性の視点に立った防災のまちづくりや、防災・復興の担い手となる**女性リーダーの育成等が必要**
- ④ 社会の多様化への対応(国際化、性的マイノリティ問題の顕在化等)
 国籍、性別(性的マイノリティの問題を含む)、年齢、障害の有無等に関わりなく、**すべての人が安心して生活できる社会づくりの推進が必要**

【国の動向】

- ① 第4次男女共同参画基本計画の策定(本年末目途に現行計画を改定)
- ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年8月28日成立)
 ※②法律においては、地方公共団体の「推進計画」策定が努力義務として課されていることから、本計画との一体的な策定も視野に検討

3 計画策定にあたっての考え方

現状認識と考え方

- 1 現行計画に基づき取組みを進めてきたが、数値目標の達成状況や主な指標に基づく状況を見ると、「指導的地位に占める女性割合」「仕事と生活のバランスの意識・実態」「女性の就業率」等について依然低い水準に止まっている。
- 2 県民モニター調査の結果からも、「女性が活躍できる仕事・職場環境」や「家庭での夫婦の役割分担」は、不十分であるとの意見が多い。
- 3 一方、人口減少社会の到来等の社会情勢の変化への対応及び地域創生を推進するうえで、あらゆる分野における女性の活躍が求められている。
- 4 このため、現行計画の理念を継承し、取組みの継続性を維持するとともに、社会情勢等の変化を踏まえた新たな視点を加え、計画を策定する。

基本理念

「男女共同参画社会づくり条例」で規定する基本理念を踏まえ、現行計画では、男女共同参画社会の形成に向け実現すべき「めざす社会」を掲げており、改定計画でもこれを継承する。

(めざす社会)
『男女がともに、人生のどの時期においても、いきいきと生活できる社会』
= 男女共同参画社会

- (1) 男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの生き方・考え方を柔軟に選択できる社会
誰もが人生のどの時期においても、自らの意思によって生き方・働き方を柔軟に選択し、いきいきと生活する(自助)
- (2) 男女が家庭・地域・職場での責任をともに分かち合い、互いに支え合う社会
一人ひとりが地域社会の一員として自覚と責任を持ち、人と人、家族や社会とのきずなを深め、互いに支え合う(共助)
- (3) 誰もが人として尊重され、生涯を通じて健やかに安心して生活できる社会
すべての人が個人として尊重され、人権侵害を受けることなく生涯を通じ安全・安心に生活できる社会をつくる(公助)

- (参考)国の第4次計画策定にあたっての基本的な考え方(案)
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③ 男性中心型労働慣行等の変革を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

計画策定の視点

- (1) 「女性の活躍推進」を柱の1つとして設定
 - ① 現状の課題に対応するため、「すべての女性が職場・家庭・地域等あらゆる場面において個性と能力を十分に発揮する＝女性の活躍」の推進を本計画の柱として位置づける。
 - ② 専業主婦等、家庭生活に専念するという選択も引き続き尊重するとともに、就労や子育て、地域活動等女性のライフステージにおけるあらゆる場面での社会参画を促すなど、本人の意思に基づく多様な生き方を支援する。
- (2) 現行計画における取組状況や社会情勢の変化等を踏まえ策定
 - ① 働き方の見直しや在宅ワーク・起業・再就業支援など仕事と生活を両立できる職場環境の整備
 - ② 家庭や地域などの身近な暮らしの場における男女共同参画の推進
 - ③ 生涯にわたる健康の保持やDV防止対策、防災体制づくりなど、健やかに安心して生活できる環境の整備
 - ④ 男女共同参画の視点に立った教育の推進や就労・出会い支援等、次世代を担う若者が希望を持てる社会の形成
- (3) 「兵庫県地域創生戦略」推進のための計画としての位置づけ
「男女共同参画社会」の実現、とりわけ「女性の活躍推進」は、「兵庫県地域創生戦略(仮称)(H27～H31)」においても、その基礎を成すものであることから、同戦略を推進するための具体的方策の一つとして策定

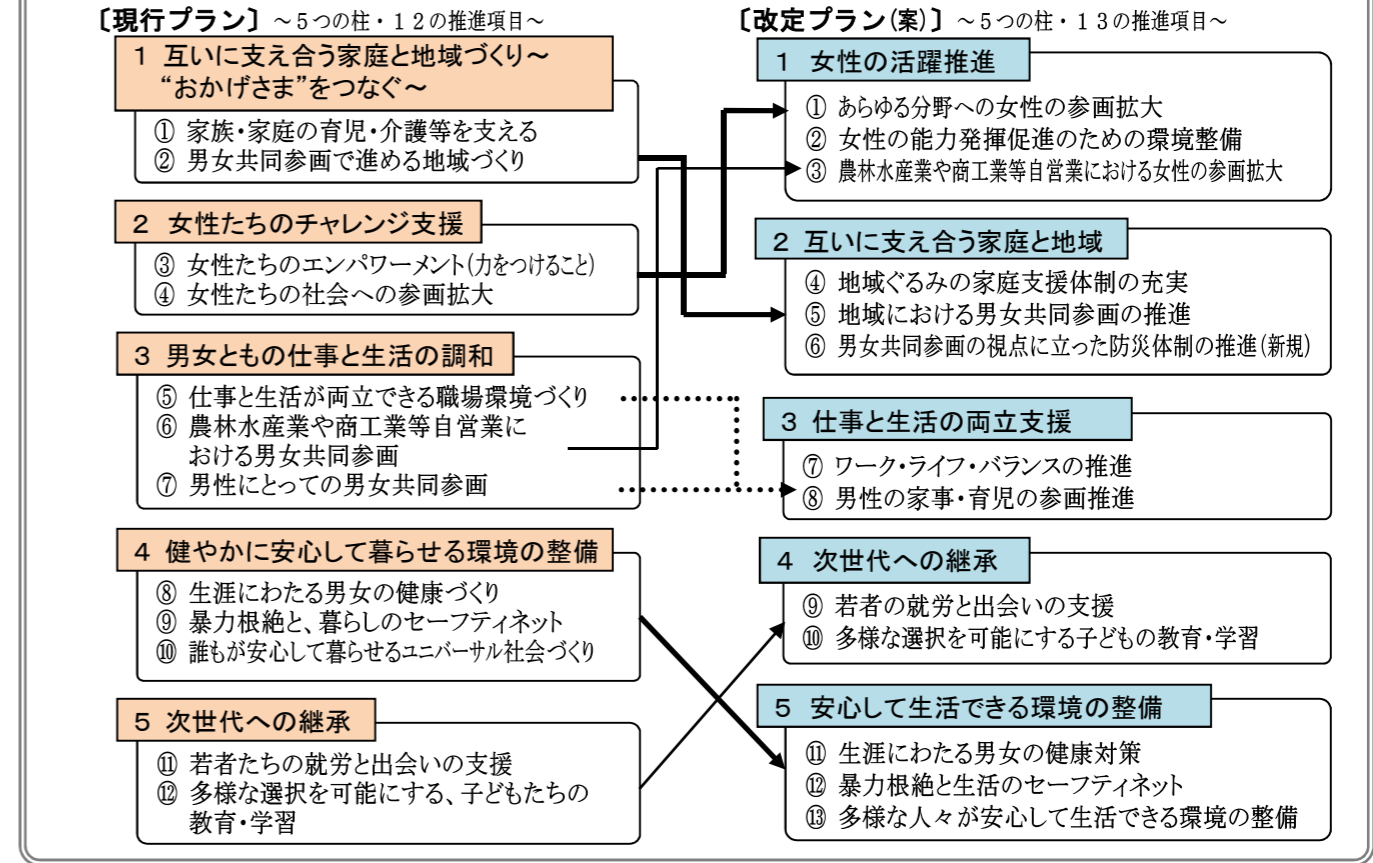
次期計画の策定

- 1 計画の位置づけ
男女共同参画社会基本法第14条に基づく「都道府県男女共同参画計画」
※1 兵庫県男女共同参画社会づくり条例第9条でも規定
※2 現行計画「新ひょうご男女共同参画プラン21」の後継計画
※3 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に規定する地方公共団体の「推進計画」にも相当する計画として策定
- 2 計画の期間 平成28～32年度(5年間)
- 3 計画骨子(別紙案のとおり) **5本の柱と13の推進項目で構成**
- 4 策定スケジュール(案)
平成27年3月～12月 男女共同参画審議会における審議
平成27年11月 パブリック・コメント実施
平成28年3月 成立

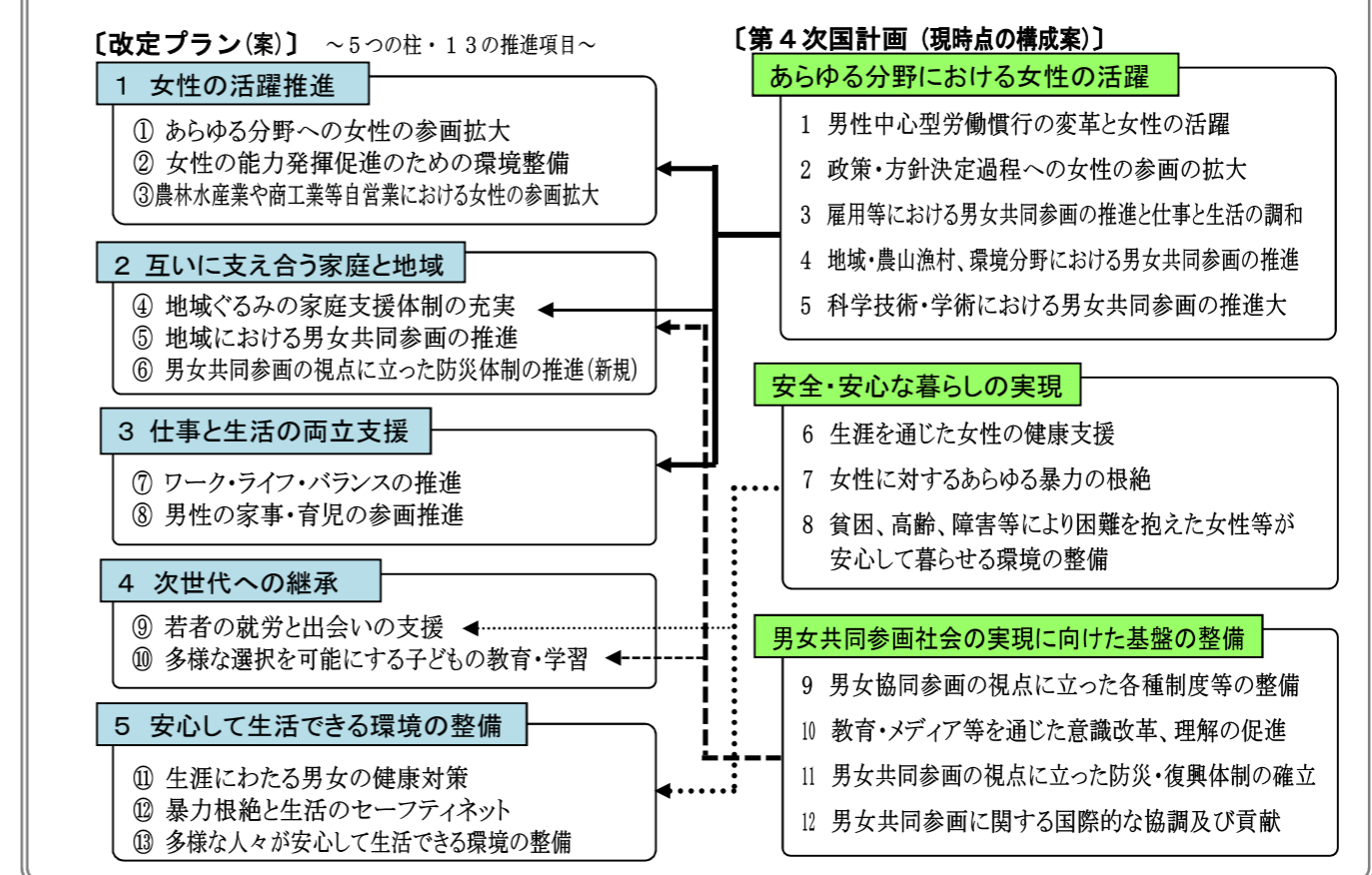
「第3次兵庫県男女共同参画計画(仮称)」 骨子(案)

5本の柱	推進項目	主な取組内容等
1 女性の活躍推進	① あらゆる分野への女性の参画拡大	◇ すべての女性に対する総合的支援 ◇ 方針決定過程への女性の参画拡大 ◇ 女性のネットワークづくり
	② 女性の能力発揮促進のための環境整備	◇ 女性の就業に対する支援 ◇ 女性の起業・経営に対する支援 ◇ 多様な働き方に対する支援
	③ 農林水産業や商工業等自営業における女性の参画拡大	◇ (農林水産業や商工業等自営業における)女性の活躍支援 ◇ 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
2 互いに支え合う家庭と地域	④ 地域ぐるみの家庭支援体制の充実	◇ 地域で家庭を支える体制づくり ◇ 子育て支援の充実 ◇ 介護支援の充実
	⑤ 地域における男女共同参画の推進	◇ 男女共同参画に向けた学習と啓発 ◇ 地域における男女共同参画活動への支援 ◇ 男女共同参画による地域活動の活性化
	⑥ 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進(新規)	◇ 防災・災害復興への取組の促進 ◇ 女性の防災リーダーの育成
3 仕事と生活の両立支援	⑦ ワーク・ライフ・バランスの推進	◇ 仕事と生活を両立できる職場環境づくり ◇ 企業等と協働した子育てしやすい環境づくり
	⑧ 男性の家事・育児の参画推進	◇ 男性の家庭・地域への参画促進 ◇ 男性の男女共同参画の理解促進
4 次世代への継承	⑨ 若者の就労と出会いの支援	◇ 若者の就労と自立支援 ◇ 若者の交流と仲間づくりの支援
	⑩ 多様な選択を可能にする教育・学習	◇ 多様な選択を可能にする進路指導の推進 ◇ ひきこもり等の問題を抱える若者への支援 ◇ 男女共同参画の視点に立った教育の推進
5 安心して生活できる環境の整備	⑪ 生涯にわたる男女の健康対策	◇ 妊娠・出産期等における母子保健の支援 ◇ 生涯にわたる心身の健康の保持増進への支援 ◇ 健康被害への対策の推進
	⑫ 暴力根絶と生活のセーフティネット	◇ DV対策の推進 ◇ 児童虐待・認知症等高齢者虐待防止対策等の推進 ◇ 貧困等支援を必要とする家庭等へのセーフティネットの充実
	⑬ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備	◇ 高齢者、障害者、外国人等が安心して生活できる環境の整備 ◇ 子育て・介護のための環境整備 ◇ 性別に起因する課題等を抱えた人々への支援

現行計画との柱立て比較



国次期計画案との柱立て比較



新ひょうご男女共同参画プラン2-1の数値目標の達成状況(H26末時点)

※ゴシックはH26時点で目標達成したもの

	項 目	実 績 (26年度)	数値目標 (27年度)	達成率(%)・達成 度合(H26末時点)	
I 互いに支え 合う家庭と 地域づくり ～“おかげさま” をつなぐ～	自治会長に占める女性割合	6.0%(H25)	7.0%	85.7	○
	男女共同参画推進員(地域)設置数	174人	300人	58.0	▲
	保育所定員増加人数(累計)	14,753人	10,000人	147.5	◎
	ファミリーサポートセンター実施市町数	28市町	41市町(全市町)	68.3	▲
	まちの子育てひろば開設数	2,168か所	2,000か所	108.4	◎
	地域安全まちづくり推進員の委嘱数	2,124人	2,500人	85.0	○
	「コラボネット」登録数	15,206件	15,000件	101.4	◎
	地域づくり活動応援事業年間助成団体数	276団体	250団体	110.4	◎
	高齢者大学等修了者数(累計)	3,246人	4,540人	71.5	△
	はばタン消費者ネット会員数	454会員	550会員	82.5	△
II 女性たちの チャレンジ 支援	県の審議会等委員の女性割合	33.0%	35.0%	94.3	○
	市町の審議会等委員の女性割合	26.2%(H25)	30.0%	87.3	○
	ひょうご女性チャレンジひろば 年間相談・情報提供件数	9,066件	3,100件	292.5	◎
	市町女性チャレンジひろば開設数	23市町	29市町	79.3	△
	再就業支援セミナー等の年間参加者数	612人	800人	76.5	△
	ひょうご女性未来会議会員数	693人	800人	86.6	○
	女性の労働力率	46.6%	46.5%	100.2	◎
III 仕事と生活 両立支援	男女共同参画推進員(企業・労組)設置数	1,152人	1,200人	96.0	○
	男女共同参画社会づくり協定締結事業所数	1,122社3団体	1,100社20団体	100.4	◎
	子育て応援協定締結企業・団体数	1,145社38団体	1,100社55団体	102.4	◎
	ひょうご仕事と生活センター ワンストップ年間相談件数	1,374件	600件	229.0	◎
	中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業年間助成件数	116件	100件	116.0	◎
	ひょうご仕事と生活センターの育児・介護等離職者雇用年間助成件数	10件	250件	4.0	▲
	女性がいない農業委員会数	15市町	0市町	63.4	▲
	女性農業委員の割合	5.2%	5.0%	104.0	◎
	農村女性の起業件数(累計)	314件(H24)	300件	104.7	◎
IV 健やかに安 心して暮ら せる環境の 整備	配偶者暴力対策基本計画の市町策定数	32市町	41市町(全市町)	78.0	△
	子宮がん検診受診率(職域を含む)	39.3%(H22)	50%	78.6	△
	乳がん検診受診率(職域を含む)	38.0%(H22)	50%	76.0	△
	特定不妊治療費助成事業による年間助成件数	3,120件	1,860件	167.7	◎
	「健康マイプラン」県民健康プラン提供者数(累計)	2,673千人(H25)	2,000千人	133.7	◎
	市町食育推進計画の市町策定数	41市町	41市町(全市町)	100.0	◎
V 次世代への 継承	若者しごと倶楽部の就職支援による年間就職人数	1,806人	1,250人	144.5	◎
	出会いサポートセンター等出会いイベント年間開催数	464回	250回	185.6	◎
	若者ゆうゆう広場の年間利用者数	194,267人	150,000人	129.5	◎
	子どもの冒険ひろばの年間利用者数	89,298人	85,000人	105.1	◎
	「ひょうご子ども・若者応援団」事業によるマッチング件数(H20からの累計)	2,187件	700件	312.4	◎
	神出学園・山の学校の本コース修了者数及び学外者支援プログラム体験者数(開設からの累計)	3,097人	3,400人	91.1	○
計画の推進	男女共同参画計画の市町策定数	36市町	41市町(全市町)	87.8	○

◎:達成率100%以上(達成) ○:達成率85%以上(概ね達成) △:達成率70%以上(やや下回る) ▲:達成率70%未満(下回る)